

令和7年度林業労働力確保支援センター事業内容

事業名	事業内容
1 森林整備担い手対策事業	
(1) 労働環境整備促進事業	当該年度4月～当該年度3月 前年度1月～当該年度12月 前年度1月～当該年度12月 前年度1月～当該年度12月 前年度1月～当該年度12月 ◇就労環境改善に関する経営指導専門家派遣及び過去に派遣指導を受けた事業体に対する改善状況確認及びフォローアップ指導に関する経費の助成(1-1) ◇認定事業体への健康保険料掛金の一部を助成(協働化協定等により増額助成)、安全衛生活動経費の助成(1-2) ◇女性森林整備担い手を雇用する認定事業体への簡易トイレや現場休憩所のリース・レンタル料の一部を助成(1-3) ◇認定事業体への就業2年未満の新規就業者に対する住宅手当及び育成経費の一部を助成(1-4)
(2) 林業機械化促進事業	前年度1月～当該年度12月 当該年度4月～当該年度3月 ◇認定事業体への林業機械のリース・レンタル料の一部を助成(2-1) ◇高性能林業機械による作業システムの新規導入認定事業体への林業機械のリース・レンタル料の一部を高率助成、企画提案型利用間伐等促進事業を実施する事業体への林業機械のリース・レンタル料の高率助成(2-3)
(3) 森林施業プランナー等育成事業	当該年度の研修受講期間 試験合格者及び認定者 活動初年度 当該年度4月～当該年度3月 当該年度4月～当該年度3月 ◇認定事業体への「森林施業プランナー等育成研修」参加助成(3-1) ◇森林施業プランナー一次試験及び二次試験合格者並びに森林経営プランナー認定者に対し奨励金を交付(3-2) ◇森林施業プランナー認定者が初めて森林施業プランナー活動を行う際の活動経費を助成(3-3) ◇森林施業プランナーが在籍し、年に20ha以上の利用間伐を実施した認定林業事業体に対し、奨励金を交付(3-4) ◇森林施業プランナーが実践の場として公社造林地を活用、公社造林の効率的な間伐促進を図った事業体に助成(3-5)
(4) フォレストワーカー育成事業	当該年度4月～当該年度3月 ◇認定林業事業体及び認定林業事業体を目指す事業体が、雇用する林業労働者を研修に参加させるのに要する経費のうち特別教育等受講料の一部を助成と育成研修に参加させるのに要する受講者の賃金相当額の一部を助成(4-1, 4-2) ◇フォレストワーカーのレベルアップを図るため、認定林業事業体間における研修交流に対し、その経費の一部を助成(4-3) ◇認定事業体への「現場指導者育成研修」等参加助成(4-4)
(5) にいがた緑の担い手育成・顕彰事業	1～2月表彰 8月開催 前年度1月～当該年度12月 当該年度4月～当該年度3月 前年度1月～当該年度12月 ◇森林整備担い手の確保・育成及び雇用の安定のため、顕著な取組や貢献をした事業体及び伐倒技術競技会等で優秀な成績を取めた個人を表彰(5-1) ◇大学生、専門学校生、高校生等の若者で、将来林業認定事業体への就職を希望し、森林技術者を目指す者を支援(5-2) ◇フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林施業プランナー認定者に対し、能力手当支給額の一部を助成、また、技能検定1・2級合格者等に対し、技術指導費を助成(5-3) ◇業務に必要な技能講習や特別教育等の受講料等の一部助成(「緑の雇用」・フォレストワーカー育成研修研修生は除く)(5-4) ◇インターンシップ及び職場見学・体験を受け入れた認定事業体の指導に係る経費の一部を助成(5-5)
(6) 山の守り手育成推進事業	当該年度4月～当該年度3月 ◇森林整備担い手に関する活動等に係る費用 ◇山の守り手確保育成関連事業の普及に係る費用 ◇にいがたグリーンワーク事業の活動等に係る費用 ◇その他担い手の確保に係る経費(新規就業相談会、林業基礎講習を含む)
(7) 森林整備担い手対策事業企画委員会	必要に応じて開催 ◇森林整備担い手の育成・確保、安全衛生、福祉向上支援等の業務を円滑に推進するための委員会
2 にいがたフォレストワーク支援事業	
(1) 就業相談会の開催	◇就業希望者に対する就業相談会の開催、県内各地
(2) 就業ガイダンス	◇高校、専門学校でのガイダンス開催
(3) 林業体験講習	◇高校生、学生を対象とした就業体験
(4) 林業相談窓口活動	通年 ◇事業者等への相談窓口業務
(5) フォレストワーカー育成研修	6月～10月開催 ◇フォレストワーカー登録に必要な資格、研修時間を2年で取得
(6) 森林施業プランナー育成研修	8月～11月開催 ◇森林の適正な管理、森林資源の利活用、長期的なビジョンに基づく山づくりを行うために必要な知識と技能を有する技術者を養成(一次研修のみ)
(7) オペレーターレベルアップ研修	適宜開催 ◇高性能林業機械(伐木等機械)の操作研修と高性能林業機械メンテナンス研修
(8) 現場指導者育成研修	10月～12月開催 ◇林業作業士等の現場技術者に対する的確な技術指導法の習得研修
(9) 林業基本技術体験講習	適宜開催 ◇高校、専門学校の学生を対象とした林業に必要な基本的技術の体験・特別教育等講習
(10) 雇用管理改善トップセミナー	10月～3月開催 ◇事業者の管理者等を対象とした雇用管理改善のためのセミナー開催
3 林業就業支援事業	*開催時期は予定
(1) 林業雇用管理改善	通年 ◇雇用管理研修会、雇用管理改善相談会、巡回指導の実施
(2) 林業就業支援講習	20日間コース(11日間) 6月開催 5日間コース(3日間) 10月開催 1日コース(相談会) 11月開催 ◇新たに林業就業を希望する求職者に対し林業に就職するために必要な知識や資格を身につけ林業への円滑な就職を支援する講習及び現場見学・相談会
4 「緑の雇用」担い手確保支援事業	4月開催 6月～11月開催 8月～11月開催 ◇共同説明会の開催 ◇林業事業体就業者に対し、知識・技能を体系的に習得できるよう集合研修を実施 ◇就業経験5年以上のFW等に対し、現場管理責任者(F L)研修を実施
5 林業機械貸付事業	通年 ◇林業経営の生産性の向上を図ることを目的としてプロセッサ、フォワーダ等の各種林業機械の貸付事業
6 地域林政アドバイザー活用促進事業	通年 ◇専門技術者等の確保困難市町村に対し、地域林政アドバイザーを派遣し新たな森林管理システムの市町村実施体制支援
7 グリーンワークセンター(無料職業紹介所)事業	通年 ◇求人、求職者とのマッチング等新規就業者の確保推進

令和7年度林業労働力確保支援センター実施講習

事業名	講習名	対象者	取得可能資格等
いがたフォレスト・ワーク支援事業	フォレストワーカー育成研修 未定（6月～10月を予定）	フォレストワーカー登録されていない、以下の何れかに該当する者 ①認定事業体に雇用されている現場技術者で、林業経験年数が1年以上の者 ②認定事業体でない林業事業体に雇用されている現場技術者	261時間の座学とOJT 【研修中に取得する安全講習等】 普通救命講習 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 伐木等の業務に係る特別教育 機械集材装置の運転業務に係る特別教育 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 簡易架線集材装置等の業務に係る特別教育 車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 不整地運搬車運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 玉掛け技能講習
	森林施業プランナー育成研修(特別一次) 未定（8月～10月中旬を予定）	①認定林業事業体事業体に雇用されて通算2年以上勤務している者 ②主として森林整備に関する業務を行っている者	6日間の座学と実習
	オペレーターレベルアップ研修 (メンテナンス含む) 未定（12月～3月を予定）	専ら高性能林業機械(伐木等機械の運転の業務)に従事し①～③を修了している者 ①伐木等の業務に係る特別教育 ②伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 ③車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	2日間程度の高性能林業機械の操作研修及びメンテナンス研修
	現場指導者育成研修 未定（11月を予定）	経験年数5年以上の中堅森林技術員等で新規就業者等に対し現場技術の指導を行う者	チェーンソーによる伐倒技術の再確認と新規就業者等に技術を正確に伝える方法の習得研修（講義及び実習）
林業就業支援事業	林業就業支援講習（実践コース） 6月	林業への就業を希望する者	11日間の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 普通救命講習 刈払機取扱作業者安全衛生教育 伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソー） 労安則36条第8号
	林業就業支援講習（体験コース） 8～9月	林業への就業を希望する者	3日間の座学と実習
	就業支援講習（1日間コース） 11月	林業への就職・転職を考えている者	1日間の職場見学と就業相談会

令和7年度林業労働力確保支援センター実施講習

事業名	講習名	対象者	取得可能資格等
「緑の雇用」担い手確保支援事業（集合研修）	フォレストワーカー1年目 6月2日～11月13日	①研修修了後、5年以上就業できる年齢であること ②労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④当該年度を通じた就業を予定している者 ⑤林業就業に対する意識が明確な者 ⑥林業就業経験：通算2年未満	28日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 普通救命講習 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソー） 労安則36条第8号 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習
	フォレストワーカー2年目 6月9日～10月28日	上記①のほか ②フォレストワーカー研修1年目を修了している者または研修を受講するのにふさわしい一定の技術水準を有する者	29日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習 不整地運搬車運転技能講習 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
	フォレストワーカー3年目 6月16日～11月27日	上記①のほか ②フォレストワーカー研修2年目を修了している者または研修を受講するのにふさわしい一定の技術水準を有する者	21日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
	フォレストリーダー研修 8月～11月	①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う（見込を含む）者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者	16日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 はい作業主任者技能講習 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
林業基礎講習	林業基礎講習（8日間コース） 10月	林業への就業を希望する者	8日間の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 刈払機取扱作業者安全衛生教育 伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソー） 労安則36条第8号